

令和7年7月28日

物流・自動車局 安全政策課

事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始 ～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業(詳細は別紙参照)

- (1) 運行管理の高度化に対する支援
- (2) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (3) 社内安全教育の実施に対する支援
- (4) 健康起因事故防止を推進するための取組に対する支援【NEW】

2. 補助事業の内容

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

- 令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局 申請ポータルサイト

<https://hogo-zoushin.jp> ※令和7年7月31日10時より申請できます。

- 国土交通省ホームページ

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育・健康起因事故防止に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi2.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 申請受付場所: 令和7年度予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

- 申請受付期間: 令和7年7月31日※～令和8年1月30日(別紙参照)

※1. (3)の一部及び(4)は開始日が8月29日となりますのでご注意ください。

4. 留意点

- 申請受付は**令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局のHP**となっております。

運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

- 申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

【連絡先】 物流・自動車局安全政策課 上原、角田

TEL: 03-5253-8111(内線 41623、41624) 03-5253-8566(直通)

令和7年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

【補助対象事業者(詳細はHP参照)】

- ①自動車運送事業者(以下に該当する中小企業者)
一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、
一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、
一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者
- ②リース事業者
①の自動車運送事業者へ事業用自動車等を貸渡す者

【補助事業の概要】

(1)運行管理の高度化に対する支援^{※1}

※1 令和7年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

- ①受付期間:令和7年7月31日～令和8年1月30日
- ②補助対象機器:デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーであって、国土交通大臣が選定したもの
- ③補助率:取得に対する経費の1/3^{※2}
※2 小規模(事業者における保有車両台数が5両以上かつ10両未満)の一般貨物自動車運送事業者または特定貨物自動車運送事業者において使用する事業用自動車のうち、デジタル式運行記録計を導入したことがない車両に④ア. ウ. エ. の機器を導入する場合にあつては、1/2
- ④補助限度額(機器1台あたり・詳細はHP参照)
 - ア. デジタル式運行記録計
車載器:3万円 事務所用機器:10万円
 - イ. 映像記録型ドライブレコーダー^{※3}
車載器:1万円 事務所用機器:3万円
※3 映像記録型ドライブレコーダーにあつては、補助対象は一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車に限るものとする。
 - ウ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型
車載器:4万円 事務所用機器:13万円
 - エ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型(通信機能を有する場合)
車載器:10万円 事務所用機器:13万円
- ⑤1事業者あたりの上限額:80万円(④エ. を取得する場合は120万円^{※4}・詳細はHP参照)
※4 2回以上申請する場合を除く。

(2)過労運転防止のための先進的な取組に対する支援^{※1}

※1 令和7年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

- ①受付期間:令和7年7月31日～令和8年1月30日
- ②補助対象機器:下記の機器であつて、国土交通大臣が選定したもの
OITを活用した遠隔地における点呼機器(IT点呼機器)

- 遠隔点呼機器
 - 自動点呼機器
 - 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
 - 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
 - 運行中の運行管理機器
- ③補助率:取得に対する経費の1/2
- ④補助限度額:一部の機器に1台あたりの上限あり(詳細はHP参照)
- ⑤1事業者あたりの上限度額:80万円

(3)社内安全教育の実施に対する支援

【事故防止コンサルティング】

- ①受付期間:令和7年7月31日～令和8年1月30日
- ②補助対象:事故防止コンサルティングメニューであって、国土交通大臣が選定したもの
- ③補助率:事故防止コンサルティング利用に対する経費の1/3
- ④1事業者あたりの上限度額:100万円

【貸切バス運転者の研修】**【NEW】**

- ①受付期間:令和7年8月29日～令和8年1月30日
- ②補助対象:貸切バス運転者の研修メニューであって、国土交通大臣が選定したもの
- ③補助率:貸切バス運転者の研修利用に対する経費の1/2
- ④1事業者あたりの上限度額:50万円

(4)健康起因事故防止の取組に対する支援**【NEW】**

- ①受付期間:令和7年8月29日～令和8年1月30日
- ②補助対象:睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査に係る経費
脳MRI健診(頭部MRI検査、MRA検査)に係る経費
頸動脈超音波検査(頸動脈エコー検査)、ABI検査(四肢血圧脈波検査)、
胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査(腹部エコー検査)
に係る経費
視野障害検査(視力検査、眼底検査、眼圧検査)に係る経費
(上記検査は健康保険適用外として実施されるものに限る。)
- ③補助率:検査に係る経費の1/2
- ④1事業者あたりの上限度額:50万円